

(一社) 地盤調査技術研究協会への入会実施要領

(一社) 地盤調査技術研究協会（以下「甲」という。）と、甲に入会しようとする団体または個人（以下「乙」という。）は、甲乙間での入会手続きに関して、以下内容の実施要領を承諾する。

第1条（目的）

本実施要領は、甲乙間での入会後の業務を継続的におこなうにあたり、その基本的条件を定めるものとする。なお、業務とは甲の供給する機材（以下「機材」という。）とともにこれらと同時に使用することのできる治具および部品等を用いての全ての作業および付帯業務の全てを指す。

なお、業務実施の前提として、甲指定の入会申込時に提示する条件での入会手続きを乙が完了していることを必要条件とする。

第2条（基本取決め）

本実施要領は、甲乙間における業務（以下「業務」という。）の全てに適用されるものとする。但し、個別協議において本実施要領と異なる事項を定めた場合、個別協議での甲乙間合意事項が本実施要領に優先する。

第3条（個別事項）

甲が乙に供給する目的物の具体的品目、数量、価格、納期、納入場所その他業務の具体的内容は、別途の甲発行の提示書類および甲の承諾した乙発行の提示書類において定める。但し、甲乙協議の上、これに代わる方法を定めることができる。

なお、乙は甲から供給される一切の機材を乙自らの業務運用用途のみに供することができ、第三者への転売や貸与はできない。また、自社業務運用用途においても、(一社) 地盤調査技術研究協会が認定した有資格者が作業に従事することを約することとする。

また、乙は甲から機材を用いた現場データの提供を研究用途として求められた場合は、特別な理由のない限りにおいてこれに無償で応じることとする。この際、甲は乙から提供された現場データを協会内での研究確認以外の用途には利用しないことを約することとする。

第4条（引渡）

業務目的物の引渡しは、甲乙間協議に従い、甲の手配による配送手段を通じておこなう。尚、引渡場所までの梱包運送費は、乙の負担とする。

第5条（検品、瑕疵担保責任）

1. 乙は甲より業務目的物の引渡しを受けた後、直ちにその品目、数量、外観、品質等について検査を行い、注文業務内容との相違及び外観、品質上等の瑕疵がある場合には、引渡後7日以内に甲に通知しなければならない。引渡後7日以内に通知がない場合には、検品は合格したものとみなす。

2. 甲が引渡後7日以内に前項の通知を受けた場合、甲は通知のあった業務目的物を調査し、数量不足又は瑕疵の存在が確認できた場合には、再度納期を定めて追加又は代替品を納品する。但し、数量超過、

品目相違、又は瑕疵ある商品については、甲の選択に従い、乙は返品又は廃棄の措置を講じるものとする。尚、返品又は廃棄に関する費用は甲の負担とする。

3. 本条の規定は業務の瑕疵に対する甲の責任の一切を規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任に代わるものとする。

4. 本条各項の規定は、再納品された業務についても準用する。

第6条（所有権・危険負担の移転）

業務目的物の所有権及び危険負担は前条に定める検品の合格時をもって甲より乙に移転する。但し、業務目的物を乙が所有した後でも、乙が入会に関わる所用の手続きを一定期間経過しても行わなかった場合は、甲から乙へ通知の後に業務目的物の乙による所有期間に基づく貸し出し費用換算に応じて精算を行い、業務目的物は乙より甲へ返還することとする。

第7条（決済）

甲は業務費用について、請求書を乙に発行するものとし、乙はこの請求書の受領後、30日以内を目途に甲指定の銀行口座へ納入するものとする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本実施要領にもとづく業務により知り得た情報、機密を第三者に無断で開示又は漏洩してはならない。

第9条（解約）

甲及び乙は、相手方に対して2ヶ月以上の予告期間をおいた書面による通知をもって、入会権利を解約することができる。その場合、年会費の返還は行わない。

第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本実施要領又は個別の各条項に違反した場合、相手方に対して違反の是正を書面により申し入れ、その後30日を経過するもなお是正されない場合は、本実施要領又は個別条項の全部若しくは一部を解除することができる。

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何等の催告なしに本実施要領又は個別条項の全部若しくは一部を解除することができる。

- ① 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差押を受け、若しくはこれらの申立、処分を受けるおそれのある事由が生じたとき。
- ② 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分若しくは取引停止手形処分を受けたとき。
- ③ 破産、再生手続開始、更生手続開始、私的整理手続開始、特別清算の申し立てがあったとき。
- ④ 営業の停止又は解散。
- ⑤ 反社会勢力とのかかわりがある、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- ⑥ その他資産、信用状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第11条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方が本実施要領又は個別条項の各条項に違反した場合、若しくは第10条2項に基づき本実施要領を解除した場合、これによって被った損害の賠償を相手方に請求できる。

第 12 条（有効期間）

本実施要領の有効期間は、入会月より 12 か月間とし、期間満了 2 ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し本実施要領改廃の意思表示がなされるか又は個別事項の不履行がないときは、本実施要領は同内容にて自動的に 12 か月間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 13 条（合意管轄）

本実施要領及びこれに関連する一切の紛争を裁判によって解決する場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議）

本実施要領に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決をする。

（附則） 本実施要領は、平成 26 年 12 月 1 日より施行する。